

# 川崎市合流式下水道緊急改善事業アドバイザー会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、川崎市合流式下水道緊急改善事業アドバイザー会議（以下「会議」という。）という。

(目的)

第2条 会議の目的は以下のとおりとする。

- (1) 川崎市合流式下水道緊急改善計画の策定（見直しを含む。）に当たっての基本的な考え方などに対する意見聴取
- (2) その他川崎市合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項に対する意見聴取

(構成)

第3条 会議の構成員は、前条の目的を達成するため、学識経験を有する者及び地域の経済団体、NPO等の有識者のうちから上下水道事業管理者が委嘱する。

2 会議には、委員長1名を置き、構成員の互選によりこれを定める。

(会議の運営)

第4条 会議は、委員長が必要と認めるときに、これを招集する。

2 委員長は、会議の議長となり会議を運営する。

3 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員長が不在となるときは、委員長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代行する。

(庶務)

第5条 会議の事務局は、上下水道局下水道部下水道計画課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて会議の承認を得て、別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この会議の構成員のうち、平成22年3月31日以前に市長が委嘱した者については、この要綱の規定に基づき、上下水道事業管理者が委嘱したものとみなす。